



ご存じですか？ 高額医療・高額介護合算制度

問

福祉課 保険年金係 ☎92-7934

佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 ☎81-3315

■ 高額医療・高額介護合算制度とは？

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するもので、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費等を除く）を合計し、負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

支給対象：各医療保険における世帯内で、医療保険と介護保険の両方に自己負担がある世帯

支給額：医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費、高額介護サービス費を差し引いた額）を合算した額から下表の【世帯の負担限度額（平成30年度分）】を差し引いた額が支給されます。ただし、支給額が500円を超えない場合は支給されません。また、特定福祉用具購入費、住宅改修費、食費・居住費、差額ベッド代等の保険外費用は合算対象になりません。

【世帯の負担限度額（平成30年度分）】

後期高齢者医療保険又は 国民健康保険（70～74歳） + 介護保険		国民健康保険（70歳未満） + 介護保険	
課税所得 690万円以上	212万円	所得が901万円を 超える	212万円
課税所得380万円以上 690万円未満	141万円	所得が600万円を 超え901万円以下	141万円
課税所得145万円以上 380万円未満	67万円	所得が210万円を 超え600万円以下	67万円
一般（注1）	56万円	所得が 210万円以下	60万円
低所得Ⅱ（注2）	31万円	住民税非課税世帯	34万円
低所得Ⅰ（注3）	19万円		

注1：一般とは、課税所得が145万円未満で、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の方です。

注2：低所得Ⅱとは、住民税非課税世帯の方です。

注3：低所得Ⅰとは、住民税非課税世帯の方で、世帯全員の所得が一定以下（年金収入80万円以下等）の方です。

※8月から翌年7月までの12か月間が合算対象期間になります。

※所得区分は、基準日（7月31日）現在における加入医療保険での高額療養費の限度額区分を適用します。

基準日（7月31日）現在、国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入している方のうち、高額医療・高額介護合算制度の支給対象と思われる世帯には、2月下旬に申請の案内を送付しますので、福祉課保険年金係まで申請してください。なお、下記に該当する方には、申請の案内ができない場合がありますので、上記の制度内容を参考にして支給対象となるか確認してください。

合算対象期間（平成30年8月～令和元年7月）に、

- ・ 転入や転出、町内転居、世帯分離等の世帯の異動をされた方
- ・ 後期高齢者医療の資格を喪失された方
- ・ 他の健康保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に移られた方

【時効についての留意点】

高額介護合算療養費は基準日の翌日から2年を経過すると時効となり、支給ができなくなります。申請は基準日の翌日から2年の間に行ってください。

基山町公立小中学校

令和元年度卒業式及び令和2年度入学式のお知らせ

問 教育学習課 学校教育係 ☎92-7980

基山町立小中学校の卒業式及び入学式の日程が決まりましたのでお知らせします。

▽令和元年度 卒業式

基山中学校 3月7日(土)
基山小学校・若基小学校 3月19日(木)

▽令和2年度 入学式

基山中学校 4月9日(木)
基山小学校・若基小学校 4月10日(金)

お確かめください!

農地あっせんの「売買手数料改定」のお知らせ

問 産業振興課 農地係 ☎92-7945

令和2年4月1日の売渡し申出分から、佐賀県農業公社が行う「農業経営基盤強化促進法」に基づく農地売買等特例事業(農用地等のあっせん売買)の売渡し・買受の手数料がいずれも「農用地等売買価格の1.5%(現行1.0%)」に改定されます。なお、いずれも15,000円を下限とします。

- ・売渡者手数料=農地売渡価格×1.5%
- ・買受者手数料=農地買受価格×1.5%

非常勤嘱託職員(管理栄養士)を募集します

問 総務企画課 給与係 ☎92-7915

町では、非常勤嘱託職員(管理栄養士)を募集します。

雇用期間は令和2年2月1日~令和2年3月31日までです。希望される方は、顔写真を貼った履歴書を提出してください(郵送可)。履歴書は、市販のものでも結構ですが、総務企画課で配布しているほか、基山町ホームページからダウンロードできます。一度提出していただいた履歴書は、返却できませんのでご了承ください。詳しい業務内容については、担当課へお問い合わせください。

▽申込み締切日 1月24日(金) 必着(土・日曜日を除く)

募集職種	募集人数	募集資格	業務内容	勤務日数・時間	賃金	勤務場所	担当課
管理栄養士	1名	・管理栄養士資格 所有者もしくは特定保健指導の経験がある看護師・栄養士等 ・普通自動車運転免許所有者で簡単なパソコン操作ができる方	健康増進業務	20日/月 ※有給休暇あり 午前9時~午後5時 (うち休憩1時間) ※健診事業等時には早出勤あり	180,700円/月 (このほか通勤に係る交通費相当分を加算)	基山町 保健センター	健康増進課 健康増進係 (保健センター) ☎92-2045

有料広告



マツタペイントはあなたの財産を塗装で守ります!

口のうまい営業マンはいませんか、腕のいい経験豊富な職人が揃っております!

お家を マンション・アパートを お持ちの方 貸し出しているオーナー様

汚れを目立たせない為だけではなく、**建物の劣化を防ぐ**ため、**塗装で保護**をしましょう!

お任せ下さい! **塗装工事** **外壁塗装** **屋根塗装**

無料 建物の現状確認 **お見積もり出張費**

まずはお気軽にご相談を!

MP (株)マツタペイント
〒839-0801 久留米市宮ノ陣2丁目2-10
☎0120-27-1116
☎0942-30-5891

営業時間: 10時-19時
定休日: 日曜日

マツタペイント
「リフォーム評価ナビ」で詳細をご覧ください▶

